

山 監 査 第 1 3 4 号

令和7年(2025年)12月11日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 藤 岡 修 美

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和7年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【経済部公営競技事務所】

[指摘事項 (1) 土地・建物貸付について]

建物使用賃貸借契約の締結について、企画部長の合議がない。(文書番号 45、46、47) また、市有地貸付契約の締結についても企画部長の合議がなく、貸付料の算出根拠が示されていない。(文書番号 265)

市財務規則第 131 条によると、普通財産の貸付けを行おうとする場合は企画部長の合議が必要となっている。適切に処理されたい。また、文書番号 265 においては貸付料の算出根拠を示されたい。

[改善措置]

建物使用賃貸借契約及び市有地貸付契約の締結についての起案文書を企画部長に合議する。また、市有地の貸付料の算出根拠を明確に示す。